

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

ごみ屋敷対策条例④

鹿児島大学教授
宇那木正寛

今回のポイント!

前回に引き続き、ごみ屋敷対策条例の現状と課題について解説します。

(5) 横須賀市条例

① 横須賀市条例の概要

横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例（以下「横須賀市条例」という。）は、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、その状態の解消、予防及び再発防止を推進するとともに、堆積者が抱える生活上の諸課題の解決に向けた支援を行い、もって市民が安全で安心して暮らせる快適な生活環境を確保することを目的とするものです（第1条）。

条例中、「建築物等」については、建築基準法第2条第1号に規定する建築物及びその敷地（物の堆積又は放置（以下「物の堆積等」という。）が当該敷地に隣接する私道その他の土地にわたる場合は、当該私道その他の土地を含む。）と、「不良な生活環境」については、物の堆積等に起因する害虫、ねずみ又は悪臭

の発生、火災の発生、物の崩落のおそれその他これらに準ずる影響により、当該物の堆積等がされた建築物等又はその近隣における生活環境が損なわれている状態と、「堆積者」については物の堆積等を行うことにより、建築物等における不良な生活環境を生じさせている者（事業者を除く。）と、「居住者等」については、建築物等の居住者、所有者又は管理者と、それぞれ定義されています（第2条）。

市は、地域社会と協力して、堆積者が抱える生活上の諸課題の解決に必要な支援を推進するとともに、不良な生活環境の解消及び発生の防止に必要な措置を講ずる責務を負い（第3条）、居住者等は、その居住し、所有し、又は管理する建築物等において不良な生活環境を生じさせないように努めなければならず、不良な生活環境を生じさせたときは、自ら、速やかにその状態の解消に努めなければならない責務を負います（第4条）。

市長は、不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある建築物等について、その堆積者が、自ら、当該不良な生活環境を解消することができるよう、当該不良な生活環境の解消

に必要な支援を行うことができます（第5条第1項）。また、市長は、あらかじめ堆積者に対し必要な説明を行い、その同意を得た上で、自ら解消することが困難であると認める場合は、一般廃棄物（事業活動に伴って生じたものを除く。）に該当する堆積物の排出の支援を行うことができます（同条第2項）。さらに、市長は、これにより排出された堆積物を一般廃棄物とみなして、手数料条例の定めるところにより手数料を徴収し、又は免除します（同条第3項）。

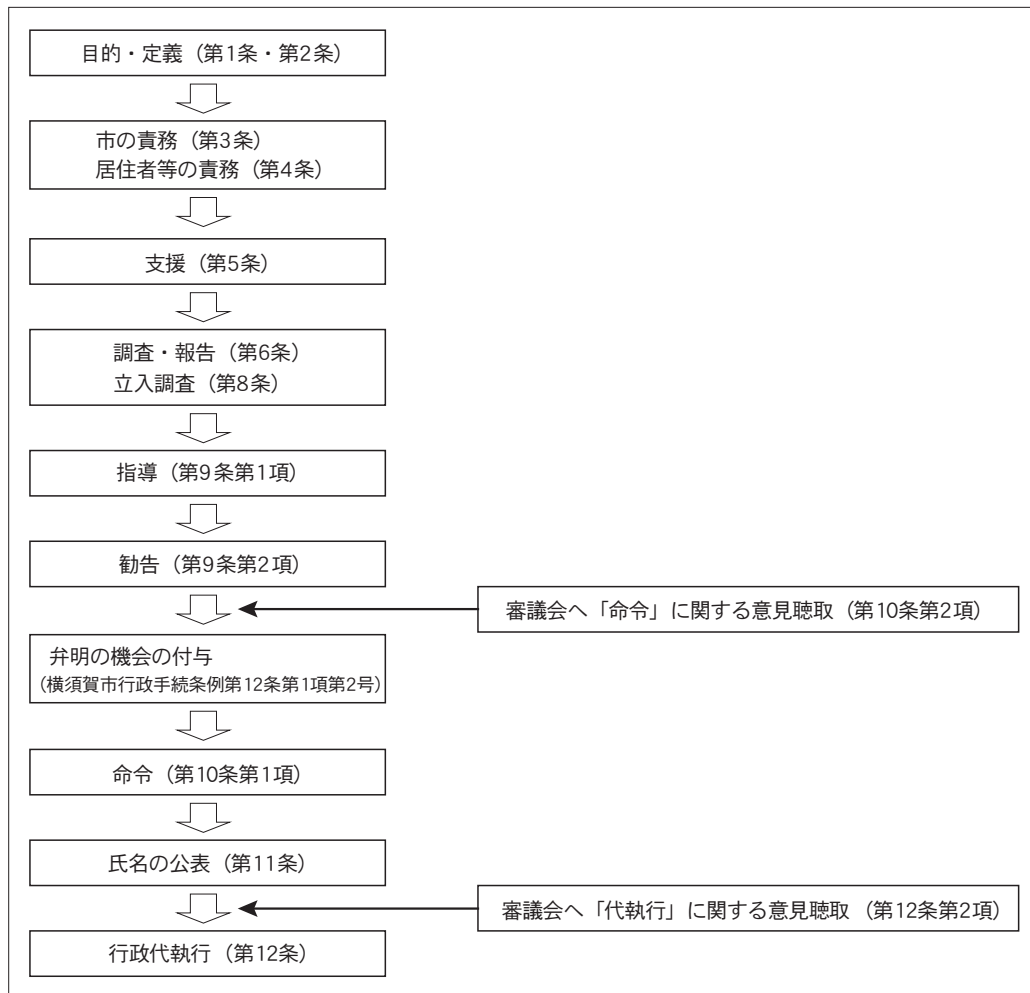
市長は、支援の実施に必要な限度において、建築物等における物の堆積等の状態、当該建築物等の使用又は管理の状況、所有関係その他必要な事項について、調査をし、又は当該建築物等の居住者等及び堆積者の関係者に対して報告を求めることができます（第6条第1項）。この際、官公署に対し、物の堆積等がされた建築物等の所有関係又は堆積者の親族関係、福祉保健に関する制度の利用状況その他の堆積者に関する事項に関して、報告を求めることができます（同条第2項）。

市長は、市と地域住民、関係する行政機関その他の関係者とが協力して支援を行うに当たって必要があると認める場合は、それらの方者に対し、当該支援の実施に必要な範囲内で、前条の規定による調査又は報告の結果を提供

することができません（第7条第1項）。調査又は報告の結果の提供を受けた者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該支援の実施に関して知り得た秘密を漏らして

はなりません（同条第2項）。市長は、この条例の施行に必要な限度において、不良な生活環境にあり、又はそのおそれがあると思われる建築物等について、その

【横須賀市条例の概要】



指定する職員又はその委任した者に立入調査をさせ、又は堆積者その他の関係者に質問させることができます（第8条第1項）。

市長は、第5条に規定する支援をした場合において、なお不良な生活環境が解消していないと認めるときは、堆積者に対して、不良な生活環境を解消するよう指導をすることができます（第9条第1項）。また、指導をした場合において、なお不良な生活環境が解消していないと認めるときは、市長は、堆積者に対して、期限を定めて不良な生活環境を解消するための措置を採るべきことを勧告することができます（同条第2項）。

市長は、勧告をした場合において、なお不良な生活環境が解消していないと認めるときは、堆積者に対して、期限を定めて不良な生活環境を解消するための措置を採るべきことを命ずることができます（第10条第1項）。この際、市長は、あらかじめ第13条第1項により設置される横須賀市生活環境保全審議会（以下（5）において「審議会」という。）の意見を聴取しなければなりません（同条第2項）。

市長は、命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に係る措置を採らなかつたときは、①命令に従わない者の住所及び氏名、②命令の対象である建築物等の所在地、③不良な生活環境の内容、④命令の内容、⑤その他

市長が必要と認める事項について公表することができません（第11条）。

第10条第1項に基づく、命令の内容について行政代執行法に基づく代執行を行う場合には、あらかじめ審議会の意見を聴取しなければなりません（第12条第2項）。

②横須賀市条例の特徴

横須賀市条例も、他のごみ屋敷対策条例と同様に、支援による問題の解決を基本とし、これによることが困難な場合、あるいは、支援と併行して、指導↓勧告↓命令↓代執行というプロセスを定めています。また、命令の発出、代執行といった規制的手法の行使については、その行使に当たって専門家など第三者により構成される審議会の意見聴取が必要とされています。なお、即時強制については定めはありません。

横須賀市条例でも、公表の制度が定められています。これは違反者本人に対する制裁的な意図はなく、行政の説明責任を果たすことを目的とし、また、他の住民に対する警告的意図を持った公表であるとされます。

